

つむぐ

No.144
[2017.1]



稲葉宿



起宿



秋原宿

新年のごあいさつ

地域社会貢献事業（事業委員会・女性部会・稲沢支部・萩原支部・
尾西6支部・丹陽支部・西成支部・祖父江支部）

公益社団法人一宮法人会 会長	森 克彦	1	平成29年度 税制改正に関する提言（要約）	9
名古屋国税局 課税第二部長	山下 俊彦	2	行動する法人会	12
一宮税務署 署長	鈴木 隆之	3	税務広報	13
公益社団法人一宮法人会 役員		4	支部のうごき	19
確定申告会場のご案内		5	税金クイズの開催	20
納税功労表彰受彰者		6	自主点検チェックシートご活用のお願ひ	22
秋の褒章受章を祝う		7	はじめまして新会員の紹介	23
税に関する作品表彰式		8	編集後記	23
第33回 法人会全国大会 長崎大会		9		

表紙（美濃路）の解説

美濃路は、東海道宮宿（熱田）と中山道垂井宿を結ぶ脇街道で、全長14里24町15間（約57.6km）、名古屋・清州・稲葉・萩原・起・墨俣・大垣の7宿ありました。

このうち一宮法人会管内の稲葉宿（稲沢市）萩原宿・起宿（一宮市）の写真を表紙に紹介させていただきました。以下其々の宿を簡単に説明いたします。

稲葉宿は慶長5年（1600）に開宿し、稲葉村だけで勤めていましたが、寛永年間（1624～1644）に小沢村が加わり「稲沢」の地名は、この2村が合併により明治20年（1887）に生まれました。



丸いポストと旧家

萩原宿は、慶長5年（1600）この美濃路が開かれ宿並となりました。

天保14年（1843）に串作村を含む宿場町として栄えました。



美濃路街道の萩原商店街に残る旧家

起宿は、木曽川を船で往来する渡船場や川湊もある重要な宿場町で、水陸交通の拠点として賑わい美濃路で一番大きな宿場でした。



「ひき披本陣跡」文化18年（1811）創始、起宿の本陣や脇本陣に異変が生じた際に待避所として、隣の小信中島村の吉田家を披本陣とした。以降、紀州候一行等の宿泊がありました。

新年のごあいさつ

公益社団法人一宮法人会 会長
森 克彦



新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新しい年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

一宮法人会は、公益社団法人へ移行して以来、公益事業の推進を目指してまいりました。平成28年におきましても、役員、会員皆様のご支援ご協力により、各事業が計画通り実施できました。

特に、当法人会が長年継続的に実施しております、企業の経理担当者を対象とした定例研修会、未来を担う子供たちに税知識を伝える租税教室はもちろん、各地域イベント会場での税金展の開催など、法人会の目的である「税知識の普及」、「納税意欲の高揚」を目指して計画通り実施してまいりました。このことは会員の皆様から多大なご支援、ご協力をいただいた結果であります。ここに厚く御礼申し上げます。

また、平成29年においても引き続き公益社団法人として、公益事業に重点を置きつつ会員の皆様を対象とする、親睦事業も予算の許す範囲で進めてまいりますので、皆様の変わらぬご支援、ご協力をお願いする次第であります。

さて、平成29年度の税制改正大綱が閣議決定されました。今回の大綱では、所得税の配偶者控除の見直し
が大きな話題となりました。

控除対象者の所得限度額が引き上げられることは、企業の経営者にとってパート社員の所得調整に悩むことが少なくなるという半面、配偶者手当を支給している企業では、手当の支給基準見直しをどうするのかという問題が起きてまいります。

一方、法人税については、大きな改正は取り入れられておりませんが、引き続き法人会の税制改正要望の実現を目指して活動してまいります。

また、消費税の税率引き上げ時期が、平成31年10月に再延期されました。同時に、事務の煩雑さを懸念する企業の会計担当者や職業会計人の反対が多かった軽減税率の実施も、同時期まで延期されました。再延期の機会をとらえ、問題点が解消されるよう提言活動を進めていく所存です。

平成27年全国民に付与されたマイナンバーについては、社会保険関係での利用が始まっており、今後も利用拡大が想定されますが、各企業におかれましてはくれぐれも取り扱いに注意を払われ、個人情報の漏えいなどがないようお願いしたいと思います。

なお、経済情勢につきましては、アメリカ大統領選挙結果による混乱が懸念されたものの、逆にトランプ政権への期待から株式相場が急騰し、FRBの金利引き上げを織り込んでドル高円安が進みました。それに伴ってわが国の株価も上昇に転じ、企業業績も底堅いことから景気回復が期待されます。本年は1日でも早く中小企業にとって景気の上昇を直に感じたいものです。

最後に、会員数につきましては、支部役員の皆様のご協力などにより平成28年の9月及び10月において、単月純増という成果が見られました。

今後も新規会員の加入勧奨をはじめ、一宮法人会の活動にご理解、ご協力を賜りますとともに、皆様のご繁栄、企業の隆盛を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長
山下 俊彦



平成29年の年頭に当たり、公益社団法人一宮法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。
会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、設備投資や生産の増加、住宅投資の持ち直しなどにより、景気は緩やかに回復を続けております。経済以外の面に目を向けましても、5月に三重県志摩市でG7伊勢志摩サミットが開催され、日本の原風景ともいえる伊勢志摩地区の豊かな自然が全世界に発信されたことは大変喜ばしい出来事でした。また、8月にブラジルのリオデジャネイロで開催された第31回夏季オリンピックで、日本が過去最多となる41個のメダルを獲得するなど、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事がありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

また、行政面では、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入され、昨年度から本格稼働しているところです。このマイナンバー制度は、行政手続の効率化・透明性を高め、国民の皆様の利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的に導入されたものであります。

国税庁は法人番号の付番機関であるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関であることから、これまでも国税庁ホームページへの掲載や各種説明会等における説明など、積極的な制度概要の周知・広報に取り組んできたところでございます。

貴会の皆様におかれましても、より一層の制度の定着に向け、会報誌やホームページにおける周知・広報など、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICT化の急速な進展等により厳しさを増している状況であります。国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。貴会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただいておりますので、皆様のこれまでの御協力に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人一宮法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

一宮税務署 署長
鈴木 隆之



新年あけましておめでとうございます。

平成29年の新春を迎え、公益社団法人一宮法人会会員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年7月に一宮税務署長を拝命して以来、早いもので半年が経過しました。この間、会員の皆様の多岐にわたる活発かつ充実した会活動を拝見させていただき、会活動に対する皆様の並々ならぬ御熱意と御努力に対しまして深く敬意を表する次第です。

とりわけ、租税教室につきましては、本年度も女性部会、青年部会及び税務経理研究部会の会員の皆様を中心となって取り組んでいただいております。昨年度を大きく上回る23小学校・62コマもの授業を行っていただくと聞いております。更に「税に関する絵はがきコンクール」につきましても、多くの作品を募集していただいた上で、入賞された作品を確定申告会場に展示していただけると聞いております。

また、女性部会と青年部会による「サマーフェスティバル2016」や各支部による地域のお祭りでの「税金クイズ」など公益性の高い社会貢献活動は、「税知識の普及」といった面から大変有意義なものであり、サマーフェスティバルと一緒に唄った「税金チャチャチャ」や会員の皆様が額に汗してお祭り会場に来場されたお客さんに「税金クイズ」の参加を呼び掛ける姿が私の心に刻まれております。

これらの会活動に改めて深く感謝申し上げるとともに、今後とも一宮法人会の会活動が充実したものとなりますよう微力ではありますが出来得る限りの支援をさせていただきたいと思っております。

ところで、最近の税務を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICT化の急速な進展等により今もなお大きく変化しております。特に、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的にしたマイナンバー（社会保障・税番号）制度については、本年1月以降、所得税の申告書や法定調書等への番号の記載が本格化します。

このような中、私どもといたしましては「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、様々な課題に適切に対応していくとともに、e-Taxの利便性向上をはじめとした納税者サービスの充実や、適正・公平な課税と徴収の実現を図っていく所存でございます。

しかしながら、これらの取組に対しましては、私どもの力のみでは到底なし得るものではなく、一宮法人会の皆様のお力添えが是非とも必要と考えております。今後とも、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人一宮法人会の今後ますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年



公益社団法人一宮法人会 役員一同

役	職	名	氏	名	法	人	名
副会長	会	長	森	克彦	モ	リ	リン(株)
	女性部会長・稲沢支部長		中	巖 淑子	(株)	シ	ン ワ
	栄 支 部 長		長	尾 大 八 郎	長	大	(株)
			豊	島 半 七	豊	島	(株)
			伊	藤 正 樹	中	外 国 島	(株)
常任理事	開 明 支 部 長		白	井 輝 晃	開	南 紡 績	(株)
	向 山 支 部 長		榊	原 讓	榊	原 建 設	(株)
			則	竹 伸 也	共	和 食 品 工 業	(株)
	祖 父 江 支 部 長		吉	川 登 喜 治	美	吉 建 設	(株)
	せ ん い 支 部 長		滝	幹 夫	(株)	滝	善
理 事	事 業 委 員 長		金	森 和 広	(株)	カ ナ ッ ク ス	
	税務経理研究部会長		三	島 啓 一	サ	ン ファ イ ン ウール	(株)
	専 務 理 事		林	一 彦	(公社)	一 宮 法 人 会	
	大 志 支 部 長		木	全 義 信	(株)	カ ー サ イ 太 利 屋	
	本 町 支 部 長		木	村 実	(株)	木 村 硝 子 店	
	神 山 支 部 長		永	田 忠 義	永	田	(株)
	宮 西 支 部 長		中	村 美 征	中	村 イ ン ダ ス ト リ	(株)
	貴 船 支 部 長		伴	久 光	愛	宕 織 物	(株)
	富 士 支 部 長		大	崎 政 雄	大	崎 機 工	(株)
	大 江 支 部 長		金	子 正 三	(株)	一 宮 看 板 店	
	丹 陽 支 部 長		植	田 常 幸	永	興 物 産	(株)
	奥 支 部 長		早	川 隆 雄	早	善 織 物	(株)
	萩 原 支 部 長		花	木 達 美	花	正 建 設	(株)
	今 伊 勢 支 部 長		佐	藤 純 史	金	銀 花 酒 造	(株)
	大 和 支 部 長		神	戸 孝 行	神	戸 産 業	(株)
	葉 栗 支 部 長		左	合 輝 行	丸	左 撚 糸	(株)
	浅 井 支 部 長		伊	藤 裕 彦	(有)	ラ ム ダ	
	西 成 支 部 長		長	谷 川 正 己	(株)	東 海 パ ン	
	千 秋 支 部 長		岸	新 治	(株)	キ シ ョ ッ ピ ン グ セ ン タ ー	
	起 支 部 長		永	田 秀 郎	起	織 物	(株)
	大 徳 支 部 長		近	藤 米 一	(有)	近 藤 商 店	
	三 条 支 部 長		吉	田 達 弘	(株)	吉 田 組	
	小 信 中 島 支 部 長		大	津 純	(有)	匠 設 計 室	
	朝 日 支 部 長		坂	井 俊 夫	(株)	坂 井 工 業 所	
	木 曽 川 支 部 長		矢	野 尚 彦	(株)	中 工	
	北 方 支 部 長		高	橋 裕 之	曾	根 建 設	(株)
	平 和 支 部 長		石	井 善 博	(株)	ミ ャ ケ ラ イ フ エ ー ジ ン シ ー	
	総 務 委 員 長		小	島 洋 一	(株)	愛 和 産 業	
	税 制 委 員 長		光	松 裕 起	中	部 抵 抗 器	(株)
	組 織 委 員 長		青	木 俊 憲	(株)	シ ー エ ー シ	
	広 報 委 員 長		加	藤 豪	(有)	藤 市 殖 産	
	厚 生 委 員 長		水	谷 豊	(株)	水 谷	
	青 年 部 会 長		金	森 貴 史	春	日 ゴ ム 工 業	(株)
	女 性 部 会 副 部 会 長		伊	串 數 子	(有)	伊 串 薬 局	
監 事			永	井 伸 治	(株)	永 井 水 道 設 備	
			児	島 秀 光	(株)	秀 興 組	
			五	藤 達 代	大	蔵 通 商	(株)

平成28年12月現在

平成28年分

確定申告

申告書には
マイナンバーの
記載が必要です！



確定申告は、
自宅から
ネットが便利
☑早い ☑待たない
☑24時間いつでもOK

国税庁
ホームページで
申告書を作成

ネットで送信 (e-Tax)
プリントアウトして送付

詳しくは **確定申告** **検索**

申告の際には

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示

又は

写しの添付

が必要です

※ e-Tax で提出する場合は、
本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告所得税及び復興特別所得税・
個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告会場は

「一宮地場産業ファッションデザインセンター」です。

住 所 一宮市大和町馬引字南正亀4－1

開設期間 平成29年2月16日(木)～3月15日(水) (土曜日・日曜日除く)

- ・上記の期間、税務署内には確定申告会場を設けておりません。
- ・平成29年2月19日及び2月26日の日曜日に限り、開設しています。
- ・上記の会場において、税理士による無料相談所は開設していません。

開設時間 午前9時～午後5時 (受付終了時間:午後4時)

- ・会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

一宮地場産業ファッションデザインセンターでの電話対応は行っていないので、会場に関するお問い合わせは一宮税務署までお願いします。

確定申告会場の駐車場は混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

【バス】名鉄一宮駅②番のりば乗車、「繊維センター前」バス停下車

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、確定申告会場に行かなくても、御自宅のパソコンを使って「スマート」に申告書が作成できます。

申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

ご不明な点はお電話でお問い合わせ下さい

- 電話による相談は
一宮税務署 (TEL : 0586-72-4331) へお電話をお掛けください。自動音声案内により「1」を選択すると「電話相談センター」につながります。
1月4日～3月15日は、自動音声案内の「0」番で確定申告の相談に対応しています。

平成28年度
納税功労表彰受彰者

一宮税務署長納税表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏 名	関係民間団体等の役職名
植 田 常 幸	公益社団法人 一宮法人会 理 事
熊 崎 勝 司	一宮青色申告会連合会 常任理事
野 村 静 子	公益社団法人 一宮法人会 元 常 任 理 事 女性部会
長 谷 川 正 己	公益社団法人 一宮法人会 理 事
吉 川 登 喜 治	公益社団法人 一宮法人会 常任理事



平成28年度 一宮税務署長納税表彰記念 平成28年11月16日

秋の褒章受章を祝う

藍綬褒章
更生保護功績



梶浦 雅彦 氏

株式会社梶浦設計事務所
代表取締役
一宮保護区保護司会副会長

一宮税務推進協議会長表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏 名	関係民間団体等の役職名
大 塚 順 子	一宮納税貯蓄組合連合会 理 事
河 村 保 久	一宮青色申告会連合会 常任理事
佐 藤 香 代 子	公益社団法人 一宮法人会 常任理事 女性部会
高 橋 裕 之	公益社団法人 一宮法人会 理 事
土 川 正 夫	公益社団法人 一宮法人会 副部会長 青年部会
矢 野 尚 彦	公益社団法人 一宮法人会 理 事
森 眞	一宮間税会 理 事



平成28年度 一宮税務推進協議会長表彰記念 平成28年11月16日

平成28年度

税に関する作品表彰式

平成28年11月12日(土)

(財)全国法人会総連合では、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催する中学生の「税についての作文」事業を後援しています。11月12日(土)、一宮納税貯蓄組合連合会の主催する「税に関する作品表彰式」が行われ、一宮法人会が所属する一宮税務連絡協議会を代表し、森会長より一宮税務連絡協議会会長賞が授与されました。

また優秀作品の一宮市立中部中学校3年の石川詩菜さんの作文が最終審査会において、見事総務大臣賞を受賞されましたので紹介させていただきます。

尚、今年度の作品募集は、応募中学校7,467校、応募作品629,534編となっています。

「無料だから」

一宮市立中部中学校 3年 石川 詩菜

「無料だから、ちょっと行ってくる。」「無料だから、行ってきた方がいいよね。」「無料だから、多めにもらってきたよ。」「あと半年だけ無料だから、今のうちに、治せるところは治しておかないとね。」

中学校3年になった今、このような会話をよく耳にするようになった。これは、病院を受診する際の会話である。「無料だから」というのは、「子ども医療費助成制度」を利用して、病院で受診した場合のことを言っているのである。

私の住んでいる市では、子育て支援の一環として子ども医療費助成制度がある。これはこの市に居住する健康保険加入者で義務教育終了までの子ならば、入院・通院とともに保険診療分の自己負担額を全額助成してくれる制度である。皆が平等に、お金のことを気にすることなく、安心して病院で受診できるこの制度は、とても助かる。どうして、無料で受診できるのかというと、この制度が税金によって支えられているからである。しかしこの制度は、平成28年4月受診分から適用されるようになったもので、以前は、自己負担額の3分の2を助成してくれるものであり、中学2年生までは、通院だと自己負担があった。無料になったから、冒頭のような会話が増えたのだろうか。

無料だから、受診が必要とはいえない軽い症状でも、とりあえず病院に行ってはいないだろうか。無料だから、必要以上の薬を処方してもらっていないだろうか。無料だから、今ではなくてもよい治療をしてはいないだろうか。税負担が心配になった。調べてみると、実際に、医療費の自己負担が減った場合、医療機関にかかる人が、増えていた。これでは税による思恵を、税のさらなる負担へと導いてしまう。

先日、部活動で捻挫をしてしまった。診察のうえ、レントゲンも撮ってもらい、サポーターの指導も受け、薬も処方してもらった。すべてが無料だったが、気になったため、医療費明細書で、実際にかかった金額を母に説明してもらった。中学生の私でも、税金を使っている実感がわいた。

「無料」それは、決して0円なのではない。私たちのために、築き上げられた、多額の税金の支えによるものなのだ。そして今年は、さらに多くの税金を、子ども医療にあてていただいたのだ。そのことを利用する私たちも、しっかりと心にとめておくべきだと感じている。

私たち中学生はさまざまな場面で、このような税金の支えによる「無料」に遭遇している。その時は、「無料だから」こそ、税金のありがたさを実感し、正しく、大切に使い、決して無駄使いのないようにしたい。

第33回 法人会全国大会 長崎大会

平成28年10月20日(木) 会場／長崎ブリックホール

長崎市の「長崎ブリックホール」において、第33回法人会全国大会が開催され、一宮法人会からは中嶋副会長、長尾副会長、伊藤副会長、林専務理事の4名が出席した。

第1部は長崎総合科学大学 教授 プライアン・バークガフニ氏による講演会が「地方が生き残るために」～長崎 その歴史 その魅力 その未来～と題して行われた。

第2部の式典では、主催者を代表して池田弘一全国法人会総連合会長による挨拶のあと、柳田税制・税務委員長により「平成29年度税制改正に関する提言」についての取り纏めの経過と主な提言内容について報告がなされた。

また、青年部会による租税教育活動の報告として、平成27年度租税教育活動プレゼンテーション最優秀賞を受賞した広島南法人会 青年部会より事例発表がなされた。

以下、「平成29年度税制改正に関する提言」の要約を報告いたします。



左より 伊藤副会長、中嶋副会長、長尾副会長、後方 林専務理事

平成29年度 税制改正に関する提言 (要約)

基本的な課題

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。
- 税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。
- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- OECD 加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。
- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - 事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。
- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実
- (4) 取引相場のない株式の評価の見直し
 - 円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や基準要素のあり方を見直すことが必要であ

III. 地方のあり方

- 地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。
- ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。
- 異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- 東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。
- 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

- 1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
- 2. 公益法人課税

所得税関係

- 1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
- 2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

- 1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- 2. 事業所税の廃止
- 3. 超過課税
- 4. 法定外目的税

その他

- 1. 配当に対する二重課税の見直し
- 2. 電子申告

行動する法人会

平成29年度 税制改正に関する提言

一宮法人会では平成28年11月～12月、光松税制委員長より地元国会議員・地方自治体に「平成29年度税制改正に関する提言」を提出し、提言活動を行いました。

国会議員



自民党：江崎鐵磨議員



民進党：岡本充功議員

地方自治体



福井 一宮市副市長



渡辺之良 一宮市議会議長

平成29年度税制改正スローガン

- | | |
|---------------|---|
| 総論 | 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！ |
| 法人税 | 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！ |
| 事業承継税制 | 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！ |

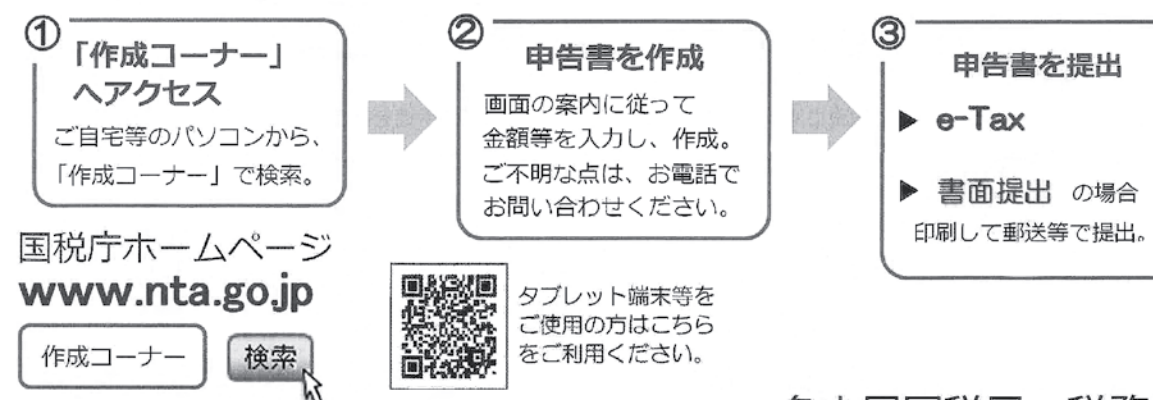
申告書は、**スマート！確定申告**
国税庁ホームページで
作成できます！

www.nta.go.jp

国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」でスマートに確定申告！

- 1 税務署に出向く必要なし！**
作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**
確定申告期間中は、休日を含め24時間いつでもご利用いただけます。
- 3 自動計算機能！**
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
- 4 プリントサービスにも対応！**
コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

申告書作成から提出までの流れ



名古屋国税局・税務署

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの
123... 記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

マイナンバーカードの
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか?



マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房 マイナンバー

マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

ホームページ
https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダライタのご用意

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

ホームページ
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー

マイナンバー
カードって?

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完了できます!

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます! ※1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます! ※2

※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

内閣官房・内閣府・国税庁

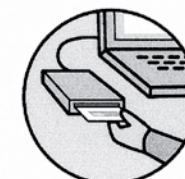


マイナンバーカードで e-Taxが利用できます!!

① マイナンバーカード



② ICカードリーダライタ



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから①及び②を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

- ① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。)、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダライタの用意など。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として24時間(土日祝日を含みます。)となります。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など(税務相談を除く。)のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日:9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。
※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。

※マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタは、公的個人認証サービスのホームページでご確認ください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時/土日祝:9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により
お問合せ先が、異なります。



内閣官房・内閣府・国税庁



e-Taxを使った とても便利な 納税証明書のオンライン請求を ぜひご利用ください!!

メリット 1
手数料が安価です。
1 税目 1 年度
1 枚 370 円 (通常 400 円)

メリット 2
窓口での待ち時間が短縮できます。

e-Tax
イータックス
国税庁



オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Tax ソフト (WEB 版) または e-Tax ソフト (SP 版) をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Tax ソフト (WEB 版) から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。
なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック (タップ) してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。
なお、本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分かれます。
詳しくは国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご確認ください。

4 納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Tax ソフト (SP 版) では、ご利用になれません。
(注) 電子証明書の取得や IC カードリーダーの購入等の事前準備が必要です。
(注) インターネットバンキングや ATM 等からペイジーを利用して手数料 (郵送の場合は手数料 + 郵送料) を電子納付する必要があります。

① 郵送で書面受取 (別途郵送料がかかります。)
② e-Tax で電子納税証明書 (電子ファイル) をダウンロード (ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書 (電子ファイル) の提出が可能を確認してください。

e-Tax の利用可能時間

月曜日～金曜日の 8 時 30 分～24 時 (祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。)
5 月、8 月、11 月の最後の土曜日及び日曜日の 8 時 30 分～24 時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

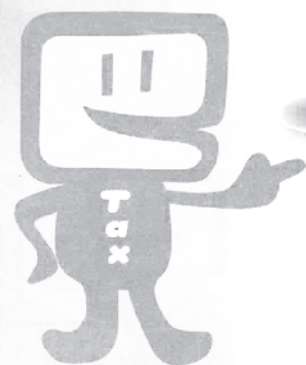
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報について e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax の操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901) へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9 時～17 時 (祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。)

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（P3）に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



支部のうごき H28.10～H28.12

支部役員会

貴船支部	11月 7日(月)
大和支部	11月10日(木)
宮西支部	12月15日(木)

会員一日バス研修会

本町・大志・富士・向山・大江支部合同	奈良・薬師寺	10月25日(火)	27名
起・大徳・三条・開明・小信中島・朝日支部合同	三河・半田	11月 4日(金)	20名
浅井・葉栗支部合同	三河・半田	11月15日(火)	33名
萩原支部	飛騨古川	11月22日(火)	21名



5支部合同
(本町・大志・富士・向山・大江)



尾西6支部合同
(起・大徳・三条・開明・小信中島・朝日)



萩原支部

木曽川・北方支部合同

第2回「大人のための楽しい脳トレ楽習会」

平成28年11月17日(木) 参加者／26名
講師／脳トレ楽習トレーナー 藤本 肇氏

研修会

前回の脳トレ楽習会が大変好評につき、2回目の今回は北方支部の会員にも呼びかけ開催された。75歳になると、運転免許証の更新の際に講習予備検査があり、その検査が中々の難問だそうです。今回の楽習会はその検査の1つで、4枚ずつの何の脈略の無い絵を4組、計16枚を約2分間見て、その後に16枚の絵の内容をこたえるという記憶力を試す研修を行った。

その記憶力を高めるには集中力・イメージ力・発想力の3つの力が必要だそうです。その手法を先生に習った後に全員が16枚の絵をスムーズに全部答えることができるようになり、大変有意義の内に楽習会を終えることが出来た。



税金クイズの開催

一宮法人会の地域社会貢献事業の一環として「税金クイズ」が、事業委員会や女性部会並びに支部の役員の皆さんの協力を得て、今年度も6会場、延べ8日間にわたり開催された。今回は全日程共大変素晴らしい好天にも恵まれ、税金クイズに挑戦した人達が述べ6,000人にも及び、税の啓蒙活動が大いにはかられた。



10/15・16 稲沢まつり「税金クイズ」

稲沢支部・女性部会



10/16 秋の萩原町商業祭 第12回素人チンドン大会「税金クイズ」

萩原支部



10/22 びさいまつり「税金クイズ」

尾西6支部合同



10/30 138ハロウィングルメフェスタ「税金クイズ」

事業委員会



11/12・13 JA 愛知西農協まつり「税金クイズ」

丹陽・西成支部



11/26 そぶえイチョウ黄葉まつり「税金クイズ」

祖父江支部



企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者：法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄	
項目番号	点検結果	改善方針	
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。	

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	Ⅱ 貸借関係 (資産科目)			
		点	検	欄	
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 一宮法人会

電話 (0586) 73-2134~5

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya>

自主点検チェックシートの資料は一宮法人会のホームページからダウンロードが出来ますので、是非ご利用ください。

はじめまして新会員の紹介 H28.10~H28.12

一宮法人会の新しいお仲間17社の皆様です。

(敬称略)

支部	法人名	代表者名	業種	紹介者名
本町	有限会社アートスペースプロジェクト	服部 雅徒	イベントなどの企画演出、音響照明舞台設営	糸喜株式会社
貴船	株式会社先崎組	先崎 学	建設業	
//	株式会社APR	鈴木 啓次		愛宕織物株式会社
//	一般社団法人木漏れ日	宮崎みどり	生活サポート	愛宕織物株式会社
向山	株式会社アルク	五藤 達博	ガーゼハンカチ、タオル、バスタオル製造企画販売	榊原建設株式会社
せんい	株式会社アイクル	井本美知代	保険代理業	
丹陽	株式会社東海エステート	今瀬 智章	不動産業	
//	株式会社蓮井建設	蓮井 仁	地盤改良工事	
萩原	有限会社ideal	木全 章	建築工事業	花正建設株式会社
大和	有限会社大和建設	高橋 路代	建築請負事業	イチコウ建設株式会社
小信中島	株式会社TSR	浦山 正人	外壁補修工事	エス・ビー建材株式会社
稲沢	有限会社長茂不動産	長橋 幸裕	不動産賃貸業	春日ゴム工業株式会社
//	石黒不動産株式会社	石黒 港	不動産・損害保険	春日ゴム工業株式会社
//	株式会社サクセス	桜井 雄太	建設業、小売業	
木曽川	株式会社なごみん	横濱 正子	保育、福祉サービス	
平和	有限会社野口自転車モーター商会	野口 浩二	二輪車販売・修理	
//	有限会社藤次	後藤 次朗	自動車部品加工	

編集後記

a postscript by the editor

◎謹んで新年をお喜び申し上げます。本年もよろしく申し上げます。

◎昨秋には部会、支部や事業委員会などが社会貢献事業として「税金クイズ」を各地域で開催しました。多数の来場者があり税への高い関心が感じられました。また、他団体との共催など、事業が徐々に地域に認知されてきた感があります。

◎秋の褒章では本会の梶浦雅彦様が受賞されました。心よりお祝い申し上げます。

◎税を考える週間で一宮税務署長表彰や税務推進協議会長表彰を受賞されました会員の皆様、心よりお祝い申し上げます。今後も会活動にご理解とご協力をお願いします。

また、税に関する習字・作文等に関する表彰では一宮市立中部中学校3年の石川詩菜様が総務大臣賞を受賞されました。おめでとうございます。

◎今号にも税務広報を多数ご案内しました。便利な情報が載っておりますのでご利用いただければと思います。

◎報告事項で全国大会長崎大会などの内容を掲載しましたのでお読みいただければ幸いです。

《感謝 T.K》

公益社団法人一宮法人会報 第144号

平成29年1月(2017)発行

発行所 (公社) 一宮法人会

一宮市栄4丁目5番16号(一宮税理士会館1階)

電話 (0586) 73-2134~5

FAX (0586) 73-5665

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya>

印刷 西濃印刷株式会社

岐阜市七軒町15

電話 (058) 263-4101

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで2ヶ月以上かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

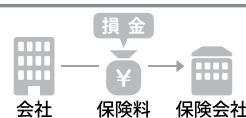
働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。
●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
従業員の
福利厚生

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

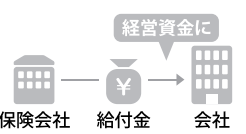
●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(※)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。
(※)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。
●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉

Aflac

アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

愛知総合支社

〒451-6029 愛知県名古屋市区西牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0043-1611007 7月29日

一宮西病院

内科 消化器内科 呼吸器内科 循環器内科 内分泌・糖尿病内科
神経内科 外科 消化器外科 肛門外科 乳腺・内分泌外科 呼吸器外科
心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 眼科 耳鼻咽喉科
頭頸部外科 小児科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科
放射線診断科 放射線治療科 臨床検査科 病理診断科 麻酔科 救急科

一宮西病院



街と人が明るく
健康でいられますように



一宮西病院

TEL 0586-48-0077 (代表)

〒494-0001 愛知県一宮市開明字平1番地
【休診日】 日曜・祝日・年末年始
【診療時間】 月～金曜日 9:00-12:00 14:00-17:00
土曜日 9:00-12:00

※救急の場合は随時受付応需いたします
※診療科により異なりますので詳しくはホームページをご確認ください

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**



事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

名古屋支社 一宮営業所/愛知県一宮市神山2-4-12
TEL 0586-43-3671



AIU損害保険株式会社

中部地域事業本部/愛知県名古屋市中区錦2-4-15 (ORE錦二丁目ビル11F)
TEL 052-857-2020